

裁 決 書

再審査請求人 横浜市 [REDACTED]

再審査請求人 横浜市 [REDACTED]
代理人

原処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長
原裁決 平成27年3月31日付け
横浜市長の棄却裁決

平成27年4月30日付で再審査請求人から提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する再審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

主 文

本件再審査請求に係る横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長が行った生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨

本件再審査請求は、横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長（以下「原処分庁」という。）が再審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対して平成25年5月7日付で行った法第78条に基づく費用徴収決定処分（[REDACTED] 保険71号。以下「原処分」という。）について、請求人が平成25年8月20日付で提起した審査請求に対して平成27年3月31日付で横浜市長が行った裁決（以下「原

裁決」という。)について、その取消しを求めるものである。

第2 事案の概要

1 再審査請求に至る経緯

請求人は、法による保護(以下「保護」という。)を受けている者であり、原処分庁は、平成25年5月7日付けで法第78条に基づく原処分を行った。請求人は、原処分を不服として、審査庁である横浜市長に対し、同年8月20日付けで審査請求を提起したが、審査庁は、平成27年3月31日付けで審査請求を棄却する旨の原裁決を行った。

本件は、請求人が、原裁決の取消しを求めて、平成27年4月30日付けで再審査請求を提起した事案である。

2 請求人の主張

請求人の主張は、概ね次のとおりであると解される。

(1) 判断の明白な誤り

ア 原裁決は、処分庁が法第78条を適用したことは、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引き」という。)IVの2(1)における「不実の申請その他の不正な手段」とは「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」場合に該当するから、本件処分を行った処分庁の判断に誤りはないとする。

イ しかるに、請求人は、請求人の長男及び長女(以下それぞれ「長男」及び「長女」という)が請求人の知らないところで黙ってバイトをしていたものであるから、本件は「積極的に虚偽の事実を申し立てる」場合にも、「消極的に事実を故意に隠蔽する」場合にも該当しないことは明らかである。長女は、請求人の体調が悪く収入が無くなり、経済的に困窮してしまったため、努力して合格した私立大学進学が不可能になってしまい、そのため精神的に大きなショックを受けて請求人と会話ができない状態に長期間陥ってしまったものである。長男は、以前は私立学校に通っていたのだが、請求人が病気になり経済的に困窮したため、同私立高校の授業料が払えなくなり、平成23年に長男は同校を途中退学せざるをえなくなってしまい、そのため長男の生活が荒れ、請求人と口を

きかなくなってしまい、その状況は今まで続いているのである。

したがって、請求人が長男及び長女のバイト収入を知ることができず、実際まったく知らなかつたのであるから「積極的に虚偽の事実を申し立てること」に当たらないのはもちろん、「消極的に事実を故意に隠蔽する」ことに当たらないのもまた自明である。

ウ よって、処分庁が法第78条を適用したことが手引きIVの(1)における「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」場合に該当することから、本件処分を行った処分庁の判断に誤りはないとする原裁決が誤っていることは非常に明白である。

(2) 通知の運用の誤り

ア 原裁決は、処分庁が法78条を適用したことは、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用徴収通知」という。)2の判断基準のうち「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するから、原処分を行った原処分庁の判断に誤りはないとする。

イ 原処分庁が課税調査をしたことにより、本件被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したかどうかは、請求人には知るすべもないことであり、不知である。

仮に原処分庁が課税調査等をしたことにより、請求人が提出した収入申告書が結果的に虚偽であることが判明したとしても、費用徴収通知2の判断基準のうち④を適用すること自体が誤っている。

なぜなら、この判断基準は、原裁決で述べられているように、費用徴収通知で述べられている内容である。この費用徴収通知が出されるまでは、手引きが参照されており、そこには法第78条による費用返還が妥当であると考えられる場合として、「①届出または申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」という3点のみが挙げられている。費用徴収通知によって初めて上記④の内容が付け加えられたものである。

そして、原裁決が問題としている請求人による申告は平成23年6月

30日以降平成24年1月19日までのものだというのだから、その時点では費用徴収通知は存在しておらず、④の判断基準も存在していなかった。通知は法ではないが、行政機関が通知に沿って事務・処分を行うことにより事実上法と同様に市民に義務を課したり規制を設けたりしたりしたのと同様の結果を招来するものであるから、法と同様、遡及的に適用することが禁じられていることは明白であるところ、原裁決は遡及適用を行っているので、その適用を誤っている。

ウ よって、原処分庁が法第78条を適用したことは、費用徴収通知2の判断基準のうち「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するから、原処分を行った原処分庁の判断に誤りがないとする原裁決が誤っていることは明らかである。なお、費用徴収通知の④の内容は、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」や手引きの「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽すること」が被保護者の故意性のある行為を問題としているのと異なり、被保護者の故意性を度外視していることから、法78条の趣旨の範囲を超えた規制となつており、課長通知のうち④の内容が無効であることも付記しておく。

(3) 以上のとおり、原処分庁が法78条を適用したことは、手引きIVの2の(1)における「不実の申請その他不正な手段」とは「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」及び費用徴収通知2の判断基準のうち「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するから、原処分を行った原処分庁の判断に誤りはないとした原裁決が多くの誤りを犯しており、違法不当であることは明らかであるから、原裁決を取り消すとの裁決を求めるものである。

第3 判断

1 認定した事実

関係資料によれば、

- (1) 平成22年5月17日付けで原処分庁は、請求人について法による保護を開始したこと。
- (2) 同年6月4日、原処分庁は請求人に対し、「生活保護のしおり」を用いて保護制度の説明を行ったこと。
- (3) 平成22年6月30日、原処分庁は、保護開始時に行った法第29条に基づく調査について、みずほ銀行より回答書を受理し、これまでに申告が

されていない長女名義の口座に給与の振込みがあることを把握したこと。

- (4) 同年7月22日、原処分庁は請求人に対し、上記(3)の給与の振込みについて事情を聴取したこと。この際、請求人は、長女がコンビニでアルバイトしたときの給与である旨答えたこと。原処分庁は、同年6月10日の給与は収入認定する旨説明し、今後はアルバイト収入などがあれば、必ず申告するよう伝えたこと。
- (5) 同年7月22日、(4)のアルバイト就労収入について長女名義の収入申告書が提出されたこと。当該収入申告書の「住所」「氏名」欄の記載は請求人によるものとうかがわれること。
- (6) 同年7月27日付で原処分庁は(4)のアルバイト就労収入のうち6月支給分39,167円について、生活保護変更決定処分(就労収入認定)を行ったこと。
- (7) 平成23年2月21日、長女の進路について、進学をあきらめ働くこととしたこと報告するため原処分庁を訪れた請求人に対して、原処分庁は、長女が就労した際の収入認定について説明を行ったこと。
- (8) 同年3月16日、原処分庁は来所した請求人から「長女がアルバイトを探している」旨報告を受け、請求人に対し、収入認定について説明し、仕事が決まつたら届出が必要であることを伝えたこと。
- (9) 同年6月30日、原処分庁は請求人の自宅を訪問し、同年3月に高校を卒業した長女の早急な就労開始を求めたこと。請求人からは「長女は大学受験に失敗したこともあって心身ともに不安定で、血尿や脱毛など体調面でも不安ある」旨、「(就労については)(主)からもよく話をしている」旨の回答を得たこと並びに請求人は長女名義の平成22年10月から平成23年6月までの収入申告書を提出したこと及び当該収入申告書には、収入は「無」との記載があったこと。
- (10) 同年8月30日、原分庁が請求人に電話連絡し、長女の状況について確認したところ、長女はまだ就労を開始していないとの報告があった。このため原処分庁は請求人に対し、長女と直接面接を行い、生活保護制度について説明をしたい旨伝えたところ、請求人からは「自分からも仕事を探すように言っているのだが」との回答があったこと
- (11) 平成24年1月19日に、請求人は原処分庁に長女名義及び長男名義の平成23年10月から12月までの収入申告書を提出したこと及びこれら申告書には、収入は「無」との記載があったこと。

- (12) 同年3月19日に原処分庁が定期訪問のため請求人宅を訪れた際、請求人から「長女はやっと仕事をしなければならないということで求職している。」、「昨年から就労について担当からも言わっていたが（長女が）とても不安定で感情の波が大きく、腫れ物にさわるように接してきたので、（請求人から）何か話すことができなかった。」と報告があったこと。
- (13) 同年6月18日、原処分庁は来所した請求人に対して、長女と話をしたこと及び長女の収入申告書等を提出するよう話をしたこと。
- (14) 同年8月29日、原処分庁が請求人世帯の課税台帳調査を実施したところ、平成23年中に、長女に584,904円及び請求人の長男に118,791円の未申告収入があることが判明したこと。
- (15) 同年8月30日、原処分庁は請求人宅を訪問し、請求人に対し、課税台帳調査の結果、長女及び長男の未申告の就労収入があったことを把握したため、給与明細の資料を提出するよう指導した。このとき請求人からは長女及び長男について「働いていることを知らない。確認してみる。」との話があったこと。
- (16) 同年12月12日、請求人が長女及び長男の給与明細書を一部提出したこと。このとき請求人から、長男は「収入申告をしなくてはいけない理由がわからない」との話しているとの報告があったこと。原処分庁は、請求人に対し、長女及び長男と直接会って話をしたいとの意向を伝えたこと。
- (17) 平成25年1月22日、原処分庁は、来所した請求人より長女及び長男名義の平成24年1月から9月までの収入に係る収入申告書を提出したこと。また、原処分庁は、請求人に対し、あらためて長女及び長男の給与明細書を提出するように指示したこと。また、原処分庁は同年1月30日に請求人の居宅訪問を行う際に長女及び長男と会わせるよう請求人に伝えたこと。
- (18) 同年1月30日、原処分庁は請求人宅を訪問したが、長女及び長男は不在であること。このときのケース記録には「長女、長男には収入申告の義務について主から話をしていたが、主の気づかないうちに働いていて驚いた」との記載があること。
- (19) 同年2月13日、原処分庁は、請求人に対し、長男、長女と直接話をしたいと申し出たこと。
- (20) 同年2月14日、原処分庁は、請求人から給与明細の提出が一部ないため、法第29条に基づく調査により、長女が勤務していた株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] 及び長男が勤務していた株式会社 [REDACTED]

に、それぞれ給与証明書の提出を依頼したこと。

- (21) 同年2月25日、原処分庁は、株式会社 [REDACTED] から長男の給与証明書を受理したこと。これにより、長男が平成23年9月5日から平成24年10月1日まで同社に就労し、平成23年10月15日から平成24年10月15日までに計962,050円の収入を得ていたことが判明したこと。
- (22) 同年3月19日、原処分庁は、請求人に株式会社 [REDACTED] から長男の給与証明書を受理したことを伝えた際、長男自身に収入申告の提出をしてもらいたいため一度来所するよう伝えたこと。
- (23) 同年3月28日、原処分庁は、株式会社 [REDACTED] から長女の給与証明書を受理したこと。これにより、長女が平成23年3月29日から平成24年7月28日まで同社に就労し、平成23年4月15日から平成24年8月15日までに計902,156円の収入を得ていたことが判明したこと。
- (24) 同日、原処分庁は、長女及び長男の未申告就労収入の取り扱いについてケース診断会議を実施し、法第78条を適用することを決定したこと。そして、原処分庁は請求人に対して電話をし、長女及び長男の未就労申告収入計1,864,206円について、全額返還となる旨、長女及び長男に直接話をしたい旨伝えたこと。
- (25) 同年4月8日、請求人と長女が原処分庁に来所したこと。長女は、平成24年7月及び同年8月の収入に係る長女名義の収入申告書を原処分庁に提出したこと。また、原処分庁は、長女に対して保護のしおりを用いて収入の申告義務について説明し、長女は説明を受けた旨の書面に自署したこと。
- (26) 同年4月11日、原処分庁は請求人宅を訪問し、請求人から長男名義の平成23年9月から平成24年9月に係る収入申告書及を受理したこと。その際の原処分庁のケース記録には、請求人の話として「長男に対しては開始時より収入申告の義務について話をしていたが、隠していたのか、覚えていなかったのか、請求人には申告してこなかった」「請求人と長男は高校を中退してからまともに顔を合わせることも話することもなかった」「ようやく一昨日話をして分かったことであった」「請求人からきちんと長男に話をていなかったため申し訳ない。」との記載があること。

(27) 同年5月7日付で原処分庁は、長女、長男の未申告就労収入に対して、次のとおり原処分を行ったこと

法78条適用期間 平成23年4月1日から平成24年10月31日

支弁金額 6,219,780円

収入金額 1,864,206円

徴収金額 1,831,648円

(28) 同年6月24日、請求人は、原処分に係る平成27年6月21日付け
■保護第10186号「督促状」により、原処分がなされたことを知ったこと。

(29) 同年8月20日、請求人は、原処分を不服として、審査庁である横浜市長に対し審査請求を行ったこと。

(30) 審査庁は、平成27年3月31日付で(29)の審査請求について、これを棄却する旨の原裁決を行ったこと。

(31) 同年4月30日、請求人は、原裁決を不服として、再審査請求を提起したこと。

以上の事実が認められる。

2 判断

(1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」(法第4条第1項)とし、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(法第8条第1項)とされ、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」(法第10条)と規定されている。

(2) また、届出の義務については、「収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」(法第61条)とされる。

(3) そして、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」(法第78条)と規定されている。

ここでいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事

実を申請することはもちろん、消極的に事実を故意に告げないことも含まれると解されており、法第78条による費用徴収が妥当であると考えられる場合として、手引きIV-2-(2)一ウにおいて、「(ア)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき(イ)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき(ウ)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」と示されている。

(4)これを原処分についてみると、請求人は、原処分庁による長女及び長男に就労収入があったのにもかかわらず、これを届け出なかつたものであり、客観的には法第61条の報告義務に違反している。

そして、原処分庁は、保護費の初回支給日に請求人に対し「保護のしおり」を交付の上、生活保護制度の概要について説明している。また、平成22年7月に請求人は、長女の未申告の就労収入について発覚した際、原処分庁は、請求人に対し、今後はアルバイト収入などがあれば、必ず申告するよう指示している。そして、同月、長女のアルバイト収入について生活保護変更決定処分(就労収入認定)を受けている。

そうすると、請求人は、未成年者である長女及び長男の就労収入が発生した場合には法第61条による届出の義務があることを認識していたものといえる。

(5)そこで、請求人がかかる届出義務を認識していたのにもかかわらず、本件において長女及び長男の就労収入について収入申告を怠ったことが「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるかについて、検討する。

この点、原処分庁は、平成22年7月に長女にアルバイト就労収入が発覚した際や、平成23年3月16日、原処分庁は来所した請求人から「長女がアルバイトを探している」旨報告を受けた際にも、世帯員の就労収入について届出が必要であることを伝えており、届出又は申告について指示をしていたものといえる。

他方、請求人は、原処分の対象となった長女及び長男の就労の事実について、平成24年8月30日に原処分庁が請求人宅を訪問し、課税台帳調査の結果、長女及び長男の未申告の就労収入があることが判明し、

長女及び長男の給与明細の資料を提出するよう指導したときまで知らなかつたというのであり、かつ関係資料上これを否定すべき事実は見当たらない。

したがつて、請求人が、長女及び長男の就労収入を得ていたのにもかかわらず、収入がない旨の収入申告書を提出し、あるいは収入申告書を提出しなかつたとしても、「手引き」IV-2-(2)一ウ(ア)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかつたときや(イ)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとまでは言えない。

よつて、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たとは認められない。

(6) また、法第61条による届出義務については、世帯主のみならず、保護を受給する世帯員についても、当然に保護の実施機関に対して申告の義務があるので、申告を怠つていれば法第78条の適用となりえる。そこで、本件についてみると、長女及び長男はかかる届出を行っていないが、長女及び長男が就労収入について収入申告を怠つたことが「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるかについて、検討する。

請求人は、原処分庁による「保護のしおり」により世帯員の収入の届出義務の説明を受けていることは認められ、平成22年7月に長女のアルバイト収入が発覚した際にも、長女の収入の申告義務について原処分庁より説明を受けていることから、長男及び長女についても収入の申告義務があると理解していたものと考えられる。

他方で、原処分庁は、長女及び長男に対し、未申告収入があつた期間において、世帯員にも就労収入の申告義務があることを直接説明した事実は認められず、長女については、平成25年4月8日に初めて説明を行つたことが認められるが、むしろ、原処分庁は、原処分の対象たる長女及び長男の未申告収入が発覚する前後に、請求人に対し、長女及び長男へ直接面会して生活保護制度の説明することを求めていたことが認められる。

これら事実を踏まえると、請求人が長女及び長男に、就労収入の申告義務があることについて、長男及び長女が理解する程度に伝えていたかは疑問が残るところであり、原処分庁が長女及び長男に直接面会して生

活保護制度の説明をしようと試みていることからすると、原処分庁としても同人らが申告義務について、認識していないか、少なくとも理解が不十分であるという前提の下、説明の機会を持ちたいと考えたものと解せられる。

したがって、長男及び長女について、就労収入の申告義務について十分に認識していたかについては疑問が残るところであるから、長女及び長男が就労収入について収入申告を怠ったことが「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たとまでは言えない。

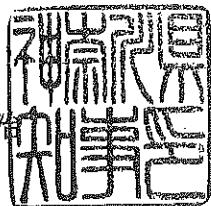
(7) 以上より、原処分は違法であるから、取り消されるべきである。

3 結論

以上により、本件再審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月15日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）原処分の取消しの訴えまたは原裁決の取消しの訴えを、あるいは、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

